

議案第三十六号

中央区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区特別区税条例の一部を改正する条例

中央区特別区税条例（昭和三十九年十月中央区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「若しくは法第三百十四条の二第四項」を「、法第三百十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第二十四条の二第一項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第二十四条の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

付則第七条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第七条 令和八年四月一日以後に第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等

(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第四十七条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第四十七条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの

数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの

二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条、第二十三条第一項ただし書、第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日

二 付則第七条の改正規定及び附則第三条の規定 令和八年四月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の中央区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十七条及び第二十三条第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、令和七年度分までの個人の区民税については、なお、従前の例による。

2 令和八年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第二十四条の二第一項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第二十四条の二第一項及び第三項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の中央区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第二十四条の二第一項及び第三項に規定する申告書については、なお、従前の例による。

4 新条例第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項に規定する申告書については、なお、従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第七条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお、従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、中央区特別区税条例第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第七条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 中央区特別区税条例第四十九条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第七条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例付則第七条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（説明）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、特定親族特別控除を新設するとともに、加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例を定めるため、この条例案を提出します。